

平成 27 年 () 第 号 石木ダム事業認定効力の執行停止申立事件
 申立人 岩下和雄 外23名
 被申立人 国

長崎地方裁判所

御中

平成27年12月25日

申立人ら 代理人
 弁護士 馬 奈 木 昭 雄
 弁護士 平 山 博 久 外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 申立人ら が提出した 甲 A1 号証ないし甲A 第 35 号証の
 証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。
 なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
A1		事業認定告示書	写し	九州地方整備局 長岩崎泰彦	H25. 9. 6	石木ダム事業について事業 認定処分がなされたこと
A2		事業認定申請書 手続の保留の申 立書	写し	長崎県及び佐世 保市	H21. 11. 9	長崎県及び佐世保市が事業 認定申請及び手続保留の申立 をしたこと
A3		ブックレット 「小さなダムの 大きな闘い」	原本	申立人ら外	H26. 3. 14	石木ダムを巡る歴史的経 過、及び、石木ダム事業の必 要性・公益性がなく、事業認 定が違法であること
A4		ブックレット 「ホテルの里を 押し潰すダムは 要らない」	原本	申立人ら外	H27. 6. 15	同上

A5	写真集「石木川のほとりにて」	原本	村山嘉昭	H27. 11頃	石木ダムの起業地で原告らが作り上げてきた社会及び同所における生活の内容、これまで長年に亘って維持してきた自然の詳細 原告らが作り上げてきた起業地内における社会及び同所における生活を次の世代に引き継ぐことが、原告らの個人の尊厳・人格権そのものであること。 石木ダムが建設された場合、これらの全てが失われること
A6	公開質問状	写し	弁護士他関連団体	H25. 12. 27	弁護士他関連団体が長崎県知事に対して公開質問状を送ったこと
A7	「公開質問状に対する回答について」と題する書面	写し	長崎県土木部河川課長	H26. 1. 24	長崎県知事による回答がなされず、土木部河川課長名による回答がなされたこと 個別質問に回答せず、事業認定関連資料を添付するだけの回答であったこと
A8	抗議文	写し	弁護士他関連団体	H26. 1. 28	申立人らが長崎県知事の対応に抗議文を提出したこと
A9	公開質問状	写し	同上	H26. 1. 31	弁護士他関連団体が長崎県知事に対して公開質問状を送ったこと
A10	「公開質問状に対する回答について」と題する書面	写し	長崎県土木部河川課長	H26. 2. 21	長崎県知事による回答がなされず、土木部河川課長名による回答がなされたこと 個別の質問に対する回答がなされなかったこと
A11	公開質問状	写し	弁護士他関連団体	H26. 2. 21	弁護士他関連団体が佐世保市長に対して公開質問状を送ったこと

A12	「ご質問への回答」と題する書面	写し	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者水道局長	H26. 3. 7	佐世保市長による回答はなされず、同市水道局長による回答がなされたこと 個別の質問に対して個別数値を用いた回答がなされなかったこと
A13	公開質問状	写し	弁護士他関連団体	H26. 3. 20	弁護士他関連団体が佐世保市長に対して公開質問状を送ったこと
A14	「公開質問状にかかる対応について」と題する書面	写し	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者水道局長	H26. 3. 31	公開質問状に対して佐世保市長が回答をせず、同市水道局長による回答がなされたこと 個別の質問に対して、個別の数値を用いた回答がなされなかったこと
A15	抗議文	写し	弁護士他関連団体	H26. 4. 11	弁護士他関連団体が佐世保市長に対して、抗議文を送ったこと
A16	公開質問状	写し	弁護士他関連団体	H26. 4. 25	弁護士他関連団体が佐世保市長に対して公開質問状を送ったこと
A17	「面談了承のご連絡」と題する書面	写し	弁護士他関連団体	H26. 5. 1	弁護士他関連団体が、長崎県知事の面談要請に対して、これを受け入れるとの返事及び面談日程の提案をしたこと
A18	「「面談了承のご連絡」への対応につきまして」と題する書面	写し	長崎県土木部河川課長	H26. 5. 15	長崎県知事による回答はなされず、同県河川課長が説明会の開催を拒否し、且つ、個別面談以外の方法による面談を拒否するとの回答をしたこと
A19	抗議文兼要望書	写し	弁護士他関連団体	H26. 5. 19	弁護士他関連団体が長崎県知事に対して講義をするのと同時に、公開質問状に対する説明会を行うよう要望書を送ったこと

A20	「公開質問状にかかる対応について」と題する書面	写し	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者水道局長	H26. 5. 16	佐世保市長による回答がなされず、同市水道局長による回答がなされたこと 個々の数値に基づく回答はしないとの回答をしたこと
A21	抗議文	写し	弁護士他関連団体	H26. 7. 17	申立人らが長崎県知事及び佐世保市長双方の対応に抗議文を提出したこと
A22	公開質問状	写し	同上	H27. 3. 5	弁護士他関連団体が長崎県知事に対して公開質問状を送ったこと
A23	「公開質問状に対する回答について」と題する書面	写し	長崎県土木部河川課長	H27. 3. 31	長崎県知事による回答がなされず、土木部河川課長名による回答がなされたこと 個別の質問に対する回答がなされず、説明会の開催を拒否する旨の回答をしたこと
A24	2015年6月28日付の書面	写し	弁護士他関連団体	H27. 6. 28	弁護士他関連団体が長崎県知事に対して、同県知事の行動に疑問を示すと共に、その疑問に回答する旨の書面を送ったこと
A25	平成27年7月31日付けの書面	写し	長崎県土木部河川課長及び長崎県農林部諫早湾干拓課長	H27. 7. 31	長崎県知事による回答はなされず、同市水道局長及び干拓課長による回答がなされたこと 諫早湾干拓問題における長崎県知事の行動と、石木ダム問題における同知事の行動が矛盾することについて何ら合理的な説明がなされていないこと
A26	2015年9月30日付けの書面	写し	弁護士他関連団体	H27. 9. 30	弁護士他関連団体が、長崎県知事に対して、その行動の意味内容・知事の考えについて知事自身の言葉で語る必要がある旨説明した上、説明会を開催するよう求めたこと

A27	平成27年10月30日付けの書面	写し	長崎県土木部河川課長	H27.10.30	長崎県知事が回答をせず、同河川課長が、説明会を拒否するとの回答をしたこと
A28	公開討論会申し入れ書	写し	弁護士他関連団体	H27.3.23	弁護士他関連団体が佐世保市長に対して、公開討論会の必要性を説明した上、公開討論会の申し入れをしたこと
A29	公開討論会開催申し入れ書への回答	写し	佐世保市水道事業及び下水道事業管理者水道局長	H27.4.3	佐世保市長が回答せず、同市水道局長による回答がなされたこと 公開討論会の開催を拒否するとの回答がなされたこと
A30	1 「ご連絡」と題する書面	写し	弁護士他関連団体	H26.8.8	弁護士他関連団体が、国土交通省九州地方整備局に対して、長崎県・佐世保市とのやり取りを通じて明らかとなった事実や資料について報告する機会を求めたこと
A30	2 報告書	写し	弁護士他関連団体	H26.8.8	弁護士他関連団体が、国土交通省九州地方整備局に対して、報告を行ったこと、及び、その内容が、長崎県・佐世保市の事業認定申請には恣意的記載・虚偽記載が存在し、この恣意的記載・虚偽記載の事実に事業認定処分がなされたことを通知するものであったこと
A31	仮処分決定書	写し	長崎地方裁判所佐世保支部	H27.3.24	申立人らの一部について、仮処分決定がなされたこと
A32	裁決書	写し	長崎県収用委員会	H27.6.22	申立人らの一部について裁決がなされており、他の申立人らについても順次裁決の手続きが進められていること

A33	裁決書	写し	長崎県収用委員会	H27.6.22	同上
A34	裁決書	写し	長崎県収用委員会	H27.6.22	同上
A35	裁決書	写し	長崎県収用委員会	H27.6.22	同上

以上